○農林水産省告示第千八百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道斜里郡清里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び清里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道野付郡別海町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百八十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、東駿河湾広域都市計画事業静岡東部拠点第一地区土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年九月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　縦覧開始の日　平成二十三年九月三十日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　静岡県沼津市大手町一丁目一番三号　独立行政法人都市再生機構静岡東部都市再生事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第九百八十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する佐倉都市計画事業酒々井南部土地区画整理事業の事業計画の変更（第一回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年九月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成二十年十二月十五日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県印旛郡酒々井町飯積字柳作、字台上、字鍛冶畑、字惣田、字宮田、字宮田台、字藤蕪及び字木戸脇の全部並びに字台畑、字場際、字竹谷津、字原山、字川免、字畑ケ尻、字前畑、字入道作及び字新山の各一部

四　土地区画整理事業の名称　佐倉都市計画事業酒々井南部土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県四街道市物井六一三

六　事業施行期間の変更　平成二十年十二月十五日から平成三十一年三月三十一日まで

七　事業計画の変更（第一回）の認可の年月日　平成二十三年九月二十九日

○国土交通省告示第九百八十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年九月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十二年三月十三日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県流山市大畔字割内、市野谷字入台、字後山、字宮尻、字二反田、字牛飼沢及び字牛飼並びに東初石六丁目の全部の区域並びに大畔字向山、字小坂及び字南割、三輪野山字向原、西初石五丁目、西初石六丁目、市野谷字芋久保、字三嶋、字向山及び字立野、野々下一丁目、美田、東初石三丁目、東初石五丁目、十太夫、駒木並びに駒木字上駒木、字駒木橋上、字中橋上、字中溜上及び字堂台の各一部の区域

四　土地区画整理事業の名称　流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県流山市駒木百七十六番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十二年三月十三日

七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十三年九月二十九日

○国土交通省告示第九百八十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

栗原川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二百二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二百二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県沼田市利根町追貝字小森国有林

八九林班　ほ[2]小班　一号及び二号並びに五号から八号まで

八九林班　ほ[3]小班　三号及び四号

九〇林班　い小班　九号から三十八号まで及び五十八号から八十六号まで

八九林班　と[1]小班　三十九号から四十五号まで及び四十八号から五十七号まで

八九林班　へ小班　四十六号及び四十七号

九〇林班　ろ小班　八十七号から九十四号まで

九〇林班　り小班　九十五号及び百四号

九〇林班　イ[1]小班　九十六号から百三号まで及び百五号から百十二号まで

九〇林班　ち小班　百十三号から百二十一号まで

九〇林班　る小班　百二十二号から百三十一号まで

○国土交通省告示第九百八十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年九月十四日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－471号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	ハルテックス　イソンサイドフロアー	株式会社コスモ	大分県臼杵市大字末広3527番地の7

群馬県沼田市利根町根利字根利山国有林

一〇二林班　い小班　百三十二号から百四十号まで

一〇三林班　い小班　百四十一号

一〇四林班　い小班　百四十二号から百五十六号まで

一〇五林班　い小班　百五十七号及び百五十八号

群馬県沼田市利根町大揚字内楽国有林

一〇六林班　ち[1]小班　百五十九号から百六十一号まで

一〇六林班　ろ小班　百六十二号から百七十三号まで

一〇六林班　い小班　百七十四号から二百七号まで

一〇七林班　り小班　二百八号から二百十二号まで

一〇七林班　ち小班　二百十三号から二百十七号まで

一〇七林班　と小班　二百十八号から二百二十号まで

○国土交通省告示第九百八十四号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

三フ中「島立九百四十三番地」を「村井町南二丁目十番四号」に改める。

○国土交通省告示第九百八十五号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

二及び三イ中「八重洲一丁目六番六号」を「京橋一丁目六番一号」に改める。

○国土交通省告示第九百八十四号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

三フ中「島立九百四十三番地」を「村井町南二丁目十番四号」に改める。